

商品概要説明書
懸賞金付定期積金

(2019年10月1日現在)

商品名	・懸賞金付定期積金
ご利用いただける方	・個人のみ
期間	・1年
払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ・掛込周期は1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかとします。 ・預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 ・1回あたり1,000円以上 ・1円単位
払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。
給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・契約時の約定利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 ・20.315% (国税15.315%、地方税5%) ※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利(約定利回り)は店頭のコピーボードに表示しています。
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年0.45%を上乗せした利率) ・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第3位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。 (1) 初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 (2) 初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 契約時の約定利回り×60% ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。
貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または金融部（電話：079-424-1320）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。 兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 （以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお問い合わせください。） ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。 				
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年 365 日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。 ・ 掛金が払込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・ 満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・ 以下の取扱要領により懸賞を実施します。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 懸賞金の抽選日・抽選場所 ○年○月○日に当組合本店（所）にて抽選を行います。 (2) 当選番号の発表 当選番号は抽選日の翌営業日以後に店頭に掲示します。 (3) 懸賞金抽選権 <ul style="list-style-type: none"> ・ ○○○○○○につき 1 本の懸賞金抽選権（抽選番号）をつけます。 ・ 懸賞金抽選権（抽選番号）は、○○○○番から○○○○番までの○万本を 1 組とし、○組（○万本）を 1 ユニットとします。 (4) 懸賞金の支払方法 抽選により当選した場合は、懸賞金を定期積金の満期日以後に取扱店にて支払います。 (5) 懸賞金の内訳 懸賞金抽選権 1 ユニット（○万本）あたりの懸賞金及び当選本数は次のとおりです。 <table border="1" data-bbox="502 1904 1468 1980" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">等 級</th> <th style="width: 50%;">懸 賞 金 及 び 当 選 本 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 等賞（各組共通下○桁）</td> <td>○○○○○円 ○○本</td> </tr> </tbody> </table> 	等 級	懸 賞 金 及 び 当 選 本 数	1 等賞（各組共通下○桁）	○○○○○円 ○○本
等 級	懸 賞 金 及 び 当 選 本 数				
1 等賞（各組共通下○桁）	○○○○○円 ○○本				

	2等賞（各組共通下〇桁）	〇〇〇〇〇円	〇〇本
	3等賞（各組共通下〇桁）	〇〇〇〇〇円	〇〇本
	4等賞（各組共通下〇桁）	〇〇〇〇円	〇〇〇本
	合計	総額〇〇〇万円	〇〇〇本

(6) 期限前解約
この積金は期限前解約ができません。やむを得ず期限前解約をする場合の抽選権の取扱いは次のとおりとなります。

- ・ 抽選日以前の解約については懸賞金抽選権が失効します。
- ・ 抽選日の翌営業日以後に解約する場合で、抽選番号が当選しているときは、当選は有効です。

・ 取扱期間は〇年〇月〇日まで

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A兵庫南